

# 月報私学

# 4

2018  
Vol.244



学校法人京華学園は、東京都文京区白山の地で、男子校の京華中学・高等学校、共学校の京華商業高等学校、女子校の京華女子中学・高等学校がそれぞれの特性を活かした教育を行っています。2017年11月に創立120周年を迎えた本学園では、3校合同での行事やクラブ活動なども行われ、さまざまなハーモニーを奏でながら、これからも永遠に羽ばたいていきます。

写真提供：学校法人 京華学園（東京都文京区）

## CONTENTS

●平成29年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点	2
●平成30年度 電子証明書等の取り扱い	4
●平成30年度 学校法人基礎調査のご案内	5
●シリーズ学校訪問記～未来に向かって～ 第7回 進化し続ける大学図書館	6
●大学ポートレートのご利用案内	8
●ヘルスケアポイントの導入/第2期データヘルス計画を策定しました	9
●ねんきん定期便を送付しています	10
●子ども医療費助成の届け出/治療用装具にかかる療養費等請求時の添付書類の変更	11
●資格関係の報告内容の訂正/資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください	12
●無効の加入者証等の回収と返納のお願い/掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い/ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う一部負担金免除の延長/ 平成30年度 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）/ 住宅貸付借入者に退職手当等を支給したときは即時償還となります/様式用紙等の請求方法	13
●平成30年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会	14
●加入者貸付のご案内	15
●私学共済事業のあらまし	16
●I N F O R M A T I O N	19
●宿泊施設のご案内/融資事業のご案内	20

**平成29年度 私立大学等経常費補助金  
最終交付状況と配分方法の主な変更点**

平成29年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額317億1,711万3,658円8,000円（復興特別会計を含みます）のうち、31億6,800万4,057円5,000円を873校に対して交付しました。  
このうち、一般補助は2億6,880万7,300円、特別補助は4億7,900万6,757円5,000円（復興特別会計を含みます）となっています（表1・2）。

表1 平成29年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額		
	総数(A)	交付法人		総数(C)	交付校		予算額	交付決定額	
		法人数(B)	(B)/(A)		学校数(D)	(D)/(C)			
一般補助	大学	558	535	95.9	605	573	94.7	千円	千円
	短期大学	105	102	97.1	322	297	92.2	-	251,403,355
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	17,060,518
	計	664	638	96.1	930	873	93.9	268,873,000	268,873,000
特別補助	大学	558	526	94.3	605	560	92.6	-	42,953,412
	短期大学	105	98	93.3	322	290	90.1	-	4,996,690
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	17,473
	計	664	625	94.1	930	853	91.7	48,263,588	47,967,575
合計	大学	558	535	95.9	605	573	94.7	-	294,356,767
	短期大学	105	102	97.1	322	297	92.2	-	22,057,208
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	426,600
	計	664	638	96.1	930	873	93.9	317,136,588	316,840,575

表2 平成29年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項目名	実績	
	対象(校)	交付額(千円)
1 成長力強化に貢献する質の高い教育	765	7,021,829
2 社会人の組織的な受入れ	787	5,262,799
3 大学等の国際交流の基盤整備	674	5,636,302
4 大学院等の機能の高度化	668	17,794,039
5 経営強化等支援	117	1,769,308
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	713	8,892,723
7 東日本大震災からの復興支援 <sup>※1</sup>	26	1,529,752
8 平成28年熊本地震からの復興支援	6	60,823
特別補助計	853 <sup>※2</sup>	47,967,575

※1 復興特別会計にかかる項目

※2 対象校の合計欄は実交付学校数

配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

**私立大学等改革総合支援事業**

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化、プラットフォーム形成などの改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費（文部科学省執行）を一体的に支援する事業です。

表3 平成29年度 私立大学等改革総合支援事業（タイプ1～4）選定状況（ ）内は28年度

区分	大学			短大			高専			申請校数計	選定校数計	選定率	平均点(点)	選定ライン(点)
	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率					
タイプ1 【教育の質的転換】	452 (458)	226 (243)	50% (53%)	211 (217)	115 (118)	55% (54%)	2 (3)	1 (1)	665 (678)	342 (362)	51% (53%)	71.92 (73.53)	79 (77)	
タイプ2 【地域発展】	290 (294)	123 (125)	42% (43%)	108 (112)	43 (42)	40% (38%)	1 (1)	0 (0)	399 (407)	166 (167)	42% (41%)	30.98 (34.88)	36 (40)	
タイプ3 【産業界・他大学等との連携】	208 (207)	72 (75)	35% (36%)	40 (44)	5 (4)	13% (9%)	1 (2)	0 (1)	249 (253)	77 (80)	31% (32%)	28.11 (25.20)	38 (34)	
タイプ4 【グローバル化】	193 (191)	77 (76)	39% (40%)	30 (32)	4 (4)	13% (13%)	1 (1)	0 (0)	224 (224)	80 (81)	36% (36%)	51.59 (52.01)	62 (60)	
延べ数	1143 (1150)	497 (520)	43% (45%)	389 (405)	167 (168)	43% (41%)	5 (7)	1 (2)	1537 (1562)	665 (690)	43% (44%)	-	-	
実数計	478 (487)	317 (325)	66% (67%)	218 (226)	130 (130)	60% (58%)	2 (3)	1 (2)	698 (716)	448 (457)	64% (64%)	-	-	

29年度は、従前から支援を行っている、次の1～4のタイプに、タイプ5（プラットフォーム形成）を新規に追加しました。  
当該支援事業では、調査票の回答内容に基づいた得点により、タイプごとに、一定の点数以上の大学等が選定されます。  
29年度のタイプ1～4の選定校数は448校（実数）、タイプ5の選定は9プラットフォーム、74校でした（表3・4）。

表4 平成29年度 私立大学等改革総合支援事業（タイプ5）選定状況

区分	申請数			選定数			選定ライン (共通設問 調査票点数)
	地方型	都市型	総数	地方型	都市型	総数	
プラットフォーム数	13	8	21	6	3	9	56点
大学等数	58	61	119	28	46	74	

区分	大学			短大			高専			総計		
	形成数(校)	申請数(校)	選定数(校)									
私立	129	86	52	53	33	22	0	0	0	182	119	74
国公立	37	-	-	3	-	-	9	-	-	49	-	-
総計	166	86	52	56	33	22	9	0	0	231	119	74

**タイプ1「教育の質的転換」**

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。29年度は、79点以上（95点満点）、342校が選定されました。

**タイプ2「地域発展」**

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。29年度は、36点以上（51点満点）、166校が選定されました。

**タイプ3「産業界・他大学等との連携」**

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支

援します。29年度は、38点以上（59点満点）、77校が選定されました。

**タイプ4 「グローバル化」**

大学の国際化推進に関するビジョン・方針が策定され、語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。29年度は、62点以上（97点満点）、80校が選定されました。

**タイプ5 「プラットフォーム形成」**

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、地方自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援します。29年度は、56点以上（86点満点）、9プラットフォームが選定されました。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

**一般補助**

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額しました。

**特別補助**

タイプごとの得点に応じ一定額（タイプ1～4は800～2000万円、タイプ5は60～3000万円）を増額しました。

設備費・施設費を含む当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ（教

育▼大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業」をご覧ください。

**私立大学等経営強化集中支援事業**

18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方中小規模の大学等を支援する事業です。

表5 平成29年度 私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況 ( )内は28年度

区分	大学				短期大学				高等専門学校				対象校数計	申請校数計	選定校数計	選定率	平均(点)	選定ライン(点)
	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率						
タイプA [経営強化型] 89点満点	83 (84)	55 (58)	36 (42)	65% (72%)	83 (84)	53 (54)	27 (30)	51% (56%)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0% (0)	168 (170)	109 (113)	63 (72)	58% (64%)	58.6 (54.9)	61 (53)
タイプB [経営改善型] 105点満点	51 (47)	36 (29)	28 (28)	78% (97%)	39 (43)	19 (20)	15 (18)	79% (90%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	90 (90)	55 (49)	43 (46)	78% (94%)	72.5 (71.2)	67 (48)
合計	134 (131)	91 (87)	64 (70)	70% (80%)	122 (127)	72 (74)	42 (48)	58% (65%)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0% (0)	258 (260)	164 (162)	106 (118)	65% (73%)	—	—

**タイプA 「経営強化型」**

大学等のガバナンスを一層強固にするため、積極的に取り組む収容定員充足率80%以上107%未満の大学等

**タイプB 「経営改善型」**

経営改善計画を策定し、経営の改善に向けて、不断の改革を行う収容定員充足率50%以上80%未満の大学等

私立大学等経営強化集中支援事業審査委員会の審査により選定された場合、タイプごとの得点に応じた一定額（2000～4700万円）を増額します。

29年度は、タイプAで109校から申請があり、63校が選定され、タイプBでは55校から申請があり、43校が選定されました（表5）。

**一般補助**

○不交付となる入学定員超過率に関する取り扱い【厳格化】

学校全体又は学部等单位で補助金が不交付となる入学定員超過率は、平成27年度までは収容定員規模が8000人以上の大規模大学では1・2倍以上、それ以外の大学等では1・3倍以上としていましたが、教育条件の維持・向上及び地方創生の観点を踏まえ、適正な定員管理を促すため、平成28年度からは収容定員規模を4000人未満、4000人以上8000人未満、8000人以上の三つの区分に細分化したとも

に、4000人以上の区分については平成30年度まで段階的に不交付となる入学定員超過率を変更します（表6）。

表6 【平成27年度】 不交付となる入学定員超過率 「学校全体」又は「学部等单位」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



【改正の内容】

定員規模	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

なお、不交付となる入学定員超過率であっても、過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であること等、一定の要件を満たせば例外として補助金を交付する措置もあります。この場合は、補助金算定にかかるA区分（学部等）ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率は、従前どおりマイナス50%として算定することとなります。

**特別補助**

○成長力強化に貢献する質の高い教育・地方に貢献する大学等への支援

【評価項目変更】

私立大学等における我が国の成長を支える人材育成の取り組みに対し重点的に支援するため、平成28年度の「地方に貢献する大学等への支援」の「地方貢献に向けた取組への支援」のうち、「地方自治体との事業連携」、「地方自治体のためのワンストップサービス体制の構築」、「地域の課題に関連した公開講座等の実施」の三つの取り組みを廃止し、「地方貢献に向けた取組への支援」と「地方の職を支える人材育成」を新たに「地方の職を支える人材育成」と「被災地に対する支援の実施」に再編しました。

また、「地方に貢献する大学等への支援」に、語学研修等の短期集中プログラムを実施し、海外留学を必修化している地方中小規模の私立大学等に対し、取り組み状況に応じて増額を行う「地域社会の発展を支える実践的な語学力の習得」を新規に加えました。

○社会人の組織的な受入れ

社会人の受け入れを促進する意義等を踏まえ、本制度において効率的、効果的なものとなるよう要件等を見直しました。

「正規学生としての受入れ」と「多様な形態による受入れ」のうち「専攻科、別科」については、補助の対象を25歳以上の在籍者としていましたが、学部等については、25歳以上の入学者とし、大学院については、職に就いて

いる者等、別に定める社会人の定義に該当する入学者としました。なお、学部等においては25歳未満の入学者でも、この社会人の定義に該当する場合は、補助の対象としました。

「多様な形態による受入れ」のうち「科目等履修生」については、補助の対象を25歳以上の履修者としていましたが、25歳以上の単位取得者となりました。

「社会人の受入れ環境整備」については、社会人学生等の増加率に応じた調整率を廃止し、厳格な成績評価の実施を促すための取り組みを追加しました。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼私立大学等経常費補助金をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 補助金課

☎03（3230）

7300～7302・7313  
7306～7308・7314

特別補助

☎03（3230）7303～7305

7309～7312

私立大学等改革総合支援事業

☎03（3230）7295・7296

私立大学等経営強化集中支援事業

☎03（3230）7298・7299

7324

平成30年度 電子証明書等の取り扱い

電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは不正アクセス等により、情報の流出や改ざんが起らないよう、充分配慮したものとなっています。

そのため「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。電子証明書等の不適切な取り扱いによっては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります。ご注意ください。

- ①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末にのみインポートしてください。
- ②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

平成30年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードは、電子証明書とは

別送します。  
今回は、次の4種類の電子証明書を送付します。

- ◆親認証◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

※ 学校法人基礎調査における「法人番号」とは、学校法人ごとに私学事業団私学振興事業本部で指定する6桁の番号です。

「マイナンバー法」に基づき、国税庁が指定する13桁の法人番号とは関連ありません。

# 平成30年度 学校法人基礎調査のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として「平成30年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票eマネージャ」（以下「eマネージャ」といいます）により実施します。

なお、調査に関するご案内は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼学校法人ポータルサイトへ（画面右上）に随時掲載しますので、ご参照ください。（下図参照）

## 「eマネージャ」を利用した提出

電子認証により「eマネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、ご提出ください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「eマネージャ」接続用掲示板又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

## 「eマネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業することが可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業することが可能です。
- ④ 「eマネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や、「今日の私学財政」を閲覧することができ、「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

「eマネージャ」は、すでに99%の学校法人でご利用いただいています。安全性・利便性に優れた「eマネージャ」を、ぜひご利用ください。

なお、システム環境等により「eマネージャ」をご利用にならない場合は、私学情報室までご相談ください。

## 決算書のご提出をお願いします

（大学法人・小学校法人の皆様へ）

本調査ご提出の際、平成29年度の「決算書（写）」「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」を各一部、私学情報室宛てに送付してください。

「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」については、提出漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認に利用させていただきます。ほか、統計分析資料作成における貴重な資料となっております。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へも送付してください。

## 決算書送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

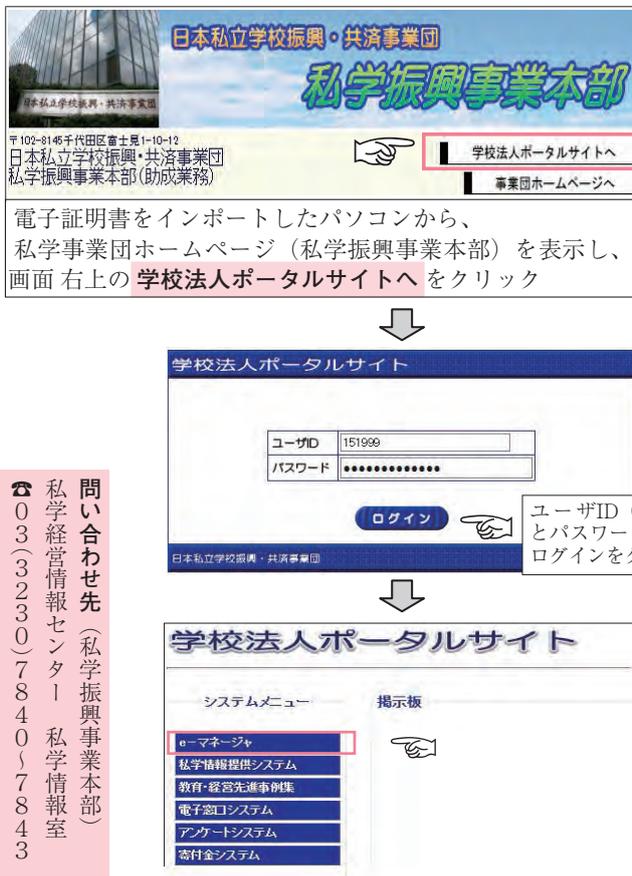
日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

## 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

図 「eマネージャ」閲覧方法



問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
03(32230)7840~7843  
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

学校訪問記〜未来に向かって〜 第7回

進化し続ける大学図書館

●新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学  
●成蹊大学

今回は、図書館やラーニングコモンズを活用した教育改革に取り組み大学・短期大学をテーマとして、新潟県にある新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部と、東京都にある成蹊大学を取材しました。

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部を設置する新潟青陵学園は、明治33年に、女子教育の普及を目的として設立された「帝国婦人協会新潟支会裁縫伝習所」が母体となります。昭和40年に新潟青陵女子短期大学が、平成12年には新潟青陵大学が開学しました。平成16年には、短期大学の名称を「新潟青陵大学短期大学部」と改称し、建学以来、実践的教育を通して地域に貢献する人材を養成しています。

【新校舎の概要】

平成29年4月に完成した新校舎は、「学生が主体的に学ぶ環境整備」をコンセプトの一つとして設計されました。交差点に面しており、歩道から直接2階へ入る学生玄関も設けられ、キャンパスの新しい顔となっています。新校舎には、図書館やアクティブラーニングに対応した講義室の他、音



交差点に面して建つ新校舎

楽ホールなどを新設し、学生の学びの中心に位置づけました。講義室は、基本的に廊下側がガラス張りとなっており、その廊下には吹き抜けに面した学習スペースが設置されています。講義室内外の学生が相互に意識することで、静穏な学習環境も確保され、学生の集中した学びにも寄与しています。

【図書館の特色ある取り組み】

新校舎の学生玄関を入ってすぐ横に図書館の入館口があります。これにより、校舎へ出入りする際に学びを強く意識づけられるとともに、講義室と近接していることで、以前より気軽に図書館を利用できる環境が整えられました。

図書館の開架エリアは、大学・短期

大学の専門分野別に、四つの「ブランチ」に区切られています。通常の図書分類法による配架とは異なりますが、ブランチ別に色分けをして視覚的にも利用しやすくなっています。中心には、各ブランチの新着図書を配架する円柱形の「ブック・ツリー」が配置され、各ブランチには、授業関連の図書コーナーを設けるなど、学習に必要な資料が探しやすくなっています。また、学術図書の集密書架と個室学習室を配した「ナレッジフォレスト」を置き、エリアにより学びの深さを変える工夫がされています。



開架エリアの中心に配置された「ブック・ツリー」

新図書館になってから12月までの9か月で、入館者数は前年度の1年間と比較して、約2・8倍と大幅に増加しています。利用者増加の背景には、配架の工夫や学習スペースの多様化等の他に、デザインアームズチェアが置かれた「さくらカフェ」を設置するなど、リラックスできる環境を整え、長時間滞

在が可能になったことが考えられます。また、「まちライブラリー」を設置して、学生・教職員・一般利用者が交流できる場をつくっています。その他、小学生や幼稚園児が利用できる絵本コーナー「えほんのもり」を設置し、短期大学の幼児教育学科の授業でも活用されています。



(右) 新校舎の吹き抜けに面した学習スペース(飲食可)



(左) ラーニングコモンズ(床色が濃いグレイ部分移動可能エリア)

【ラーニングコモンズの活用】

新図書館には、ラーニングコモンズを併設し、図書館機能と自主的な学びの有機的な結合を図りました。組み合わせ自由なアクティブラーニング対応の机とイスや、可動式の小型ホワイトボードを複数設置し、ディスプレイボード等を行いやすい環境を整えています。また、図書館やコンピュータヘルプデスクのスタッフが、資料の検索や全員に配付されたノートパソコン等につい

て、それぞれサポートを行っています。  
 ラーニングコモンズは、新校舎の学生玄関を入るとすぐにガラス越しに見えるため、そこで学ぶ学生の姿は、他の学生の刺激にもつながっていると考えられます。

「取材を終えて」

交差点に面したガラス張りの新校舎は、学生が勉強をしている様子や木を基調とした暖かい雰囲気が外から見え、立ち寄りたいたい気持ちになります。新校舎の建設に当たっては、既存の校舎についてのファシリテイティやゾーン（機能や用途別に区分け・配置）を徹底的に検討し、現場の教職員の要望を集約するなど、2年以上かけて計画されました。目的別にエリアの床の色を変えるなど、視覚的・直感的に行動しやすい工夫がなされ、利用者の立場に立って深く考えて設計されています。

今後は、ラーニングコモンズの利用時間の拡充や、教員常駐による学修サポート体制の実現が課題となっています。完成して間もなく1年ですが、学生アンケートなどを参考に改善を進めていく予定です。学生が主体的に学ぶための学習環境が今後ますます整備されていくことが期待されます。

成蹊大学

成蹊学園は明治45年に「成蹊実務学校」を開校したことに始まります。現在は東京・吉祥寺の地で、小学校から

大学院までを設置する一貫教育の総合学園として発展しています。なかでも、成蹊大学は4学部5研究科を擁し、各界で活躍する有為な人材を送り出してきました。



学園の正門と教室棟との中間に位置する情報図書館

【情報図書館の概要】

成蹊大学情報図書館は、学園創立100周年記念事業の一環として、成蹊高等学校の卒業生で著名な建築家である坂茂氏によって設計され、平成18年9月に開設されました。情報図書館の蔵書数は111万冊に及び、そのうち1階から5階までの開架書架では55万冊の図書を自由に閲覧でき、地下2階にまたがる自動書庫には、56万冊の図書を収蔵しています。

情報図書館の特長は、従来の大学図書館とは異なる近未来的な空間設計にあります。館内中央にあるアトリウム（吹抜空間）には、五つのドーム型グループ閲覧室「プラネット」を設置しています。プラネットは、大学図書館

内で会話のできる学習スペースとして全国でも先駆けて設置されました。学生の自主的な学びに使用される他、アクティブラーニング形式の授業でも使用されています。また、各階にはインターネット接続が可能な個室閲覧室「クリスタルキャレル」を266席設置しており、学生が集中して自習できる環境を提供しています。



会話のできる学習スペース「プラネット」

情報図書館開設前の17年度の大学図書館入館者数は35万人でしたが、28年度の入館者数は50万人と大幅に増加しています。これは、図書館サービスの充実や立地に加え、ネットワーク環境を整備するなど、学生の学びに配慮した図書館運営をしていることなどが考えられます。また、オープンキャンパスでは受験生に好評を得ており、成蹊大学を選んだ理由に情報図書館を挙げる学生もいるとのことでした。

【情報図書館の特色ある取り組み】

情報図書館では、図書の電子化を積

極的に進めています。特に理工系の雑誌はすべて電子化しており、今後は多読図書や辞典類、洋書なども電子化を進めていくことを検討しています。また、書評と本のキャッチコピーを考えるコンクールや、学生選書ツアーなどを実施して、学生が本に興味を持つ機会を設けるなど、図書館員と学生による読書促進のためのさまざまな活動も行っています。

成蹊高等学校をはじめとする、地域の高等学校との高大連携も積極的に実施し、高大連携の締結校の生徒は、館内での資料検索及び閲覧ができます。

「取材を終えて」

近年、アクティブラーニングに代表される能動的学修を行う空間の整備や、図書館員に求められる専門能力の高度化により、教育機関における図書館の役割は多様化しつつあります。そのような状況にあって、成蹊大学情報図書館は、開設から12年、先進的な取り組みを続けながら、常に学習支援の中心的な役割を担ってきました。

一方で、開館時間延長の要望や、維持コスト等の課題を抱えています。取材では、課題解決に向けた教職員の方々の熱意や努力が伝わってきました。伝統的な図書館の役割を踏襲しつつも、時代にふさわしい新しい図書館像を模索する試みを続けることの重要性を感じました。

【取材】私学経営情報センター

## 「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする 大学ポートレートのご利用案内

平成26年度に開設しました「大学ポートレート」(<http://up.j-shingaku.go.jp/>)について、大学・短期大学(以下「大学等」といいます)への進学を希望する高校生やその保護者の方、進路指導を担当される先生方にご活用いただくために内容や利用方法をご案内します。

### 「大学ポートレート」のしくみ

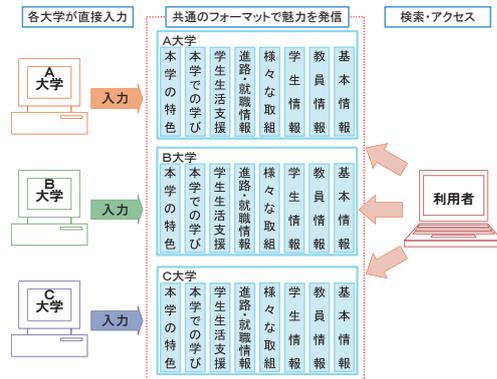
大学ポートレートとは、多種多様な大学等の個性・魅力を、受験生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公立共通のしくみです。

大学ポートレートの運用管理は、文部科学省の所管法人である(独)大学改革支援・学位授与機構と私学事業団が行っています。また、掲載している情報は、参加する大学等が自主的に入力した信頼できる情報です。

### 大学等のホームページとの違いは?

大学等はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公立と私立がそれぞれの特長を



大学ポートレートのしくみ

活かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。

また、学生数や授業料などを同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じものさしで比べることができます。

### 参加大学はどれくらいあるの?

大学ポートレートへの参加は、各大学等の任意ですが、30年3月1日現在、1063校の国公立の大学等が参加しています。

### どのような情報がみられるの?

大学ポートレートには入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、私立大学の建

学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、9種類の「特色の目的」に分類して、わかりやすくしています。また、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を46種類59区分に整理し、その実施の有無をはじめ、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立学校ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

### どのような検索方法があるの?

【目的別検索】  
学校名・学部等名、所在地、学校の種類などを条件として検索する方法です。

### 【フリーワード検索】

受験生が、興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索する方法です。

### 他の情報検索サイトとの違いは?

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学等が参加しています。また各大学等が自ら「特色」や「取組」などの情報をコンパクトに整理したサイトであり、それらを容易に検索することができます。

ぜひ、進路選択支援の新たなツールの一つとして、「大学ポートレート」をご活用ください。

### 問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(3230)7852~7855  
Eメール portrait@shigaku.go.jp

### ◆リーフレット配付のお願い

大学ポートレートのご利用にあたり、詳細を記載したリーフレットを作成しました。

下記URLに掲載していますので、ぜひご活用ください。



- ①国公立共通のリーフレット(全2頁)  
<http://portraits.niad.ac.jp/jacup/wp-content/uploads/flyer.pdf>
- ②私学のリーフレット(受験生・保護者の方へ)(全2頁)  
[http://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_leaflet.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf)
- ③私学のリーフレット(進路指導のご担当の方へ)(全4頁)  
[http://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_pamphlet.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf)

## ヘルスケアポイントの導入

福祉部 保健課

本誌3月号12頁で、保健事業の見直しについてお知らせしましたが、その中で、新規事業となるヘルスケアポイントについてご説明します。

### ヘルスケアポイントとは

すでに自治体や大企業などで同様の制度が始まっていますが、健康増進の取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントを付与し、たまったポイントで物品等と交換できるというインセンティブ提供のしくみです。

### 法律に基づく取り組み

この事業は、平成27年の医療保険制度改正において、各医療保険者が行う保健事業として、新たに「健康管理及び疾病の予防にかかる加入者等の自助努力の支援」が位置付けられたことにより、私学共済法26条が改正されたこととで実施に至ったものです。

### 健康づくりへのインセンティブを提供するという考え方

健康づくりの取り組みにインセンティブを提供するという考え方は、民間保険によくある、病気になるしなければ保険料を安くするというものとは根

本的に違います。私学共済制度は相互扶助で成り立つ公的医療保険ですの

で、疾病リスクに応じて掛金率を変えられることはできません。

しかし、健康づくりに取り組んで、疾病予防を心がけている人にポイント

### 健康無関心層へのアプローチ

自分自身の健康づくりに関心が低い、いわゆる健康無関心層に対する健康づくりのインセンティブとすること

も大きな目的です。この無関心層の人々は、必ずしも「健康」という切り口だけでは健康行動につながりにくいことから、「健康」以外の多様なインセンティブの提供という形でアプローチしていくことが有効とされています(厚生労働省による「個人の予防健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みのガイドライン」より)。

### 具体的な事業内容

インターネットによって加入者・被扶養者ご自身で利用登録をさせていただき、健康づくりや疾病予防への取り組みを行った人に対して、ポイントを付与します。

- 利用開始 平成30年7月から
- 対象者 30〜74歳の加入者・被扶養者
- ポイントの付与となる行動

日々の体重等の記録や、特定健診の受診、特定保健指導の利用及び終了、共済業務課の健康イベントや健康講座などに参加することによって、所定のポイントを付与します。

ポイントの有効期限は2年間、2000ポイント以上で健康グッズ等の商品と交換できます。具体的な商品などは、実施開始とともにお知らせします。

健康情報の提供は、現在特定健診を実施した人に配付しているQUPiOのWEB版で行います。ヘルスケアポイントもQUPiOのWEB版で機能を拡大し実施します。

特定健診の受診と特定保健指導の利用・終了もポイントの対象です。学校法人等には、健診結果を提出するとともに、被扶養者に受診券が渡るように指導していただくことや、学校訪問型特定保健指導の利用などに、さらなるご協力をお願いします。

### 第2期データヘルス計画を策定しました

福祉部 保健課

私学共済制度における健康づくりへの取り組みとして、「データヘルス計画」を策定しました。

データヘルス計画とは、各医療保険者が保有しているレセプトや健診のデータを分析して、効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画です。

第1期は平成27年から29年度までの3年間で、計画の助走的な位置付けでした。今回は30年度から35年度までの6年間の計画です。私学事業団では、まず医療費の請求として病院から提供されているレセプトと、特定健診の結果データを基に、保健事業として対策を講ずるべき疾病などを分析しました。そして、私学共済制度の加入者及び被扶養者の構成や、事業主とのように連携できるかを検討したうえで、今後実施していく保健事業の計画書をまとめました。

それぞれの保健事業がどのような対策のために必要であるかも分かりやすく説明しています。また、計画書にある内容を実施していくには、学校法人等としての加入者等の健康づくりへのご協力も不可欠です。

詳細は、私学共済ホームページで公表していますのでご覧ください。

## ねんきん定期便を送付しています

広報相談センター 相談班

「ねんきん定期便」は、年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の年齢到達月に送付しています。定期便が届きましたら対象者に配付をお願いします。

### 「ねんきん定期便」の種類

- (1) 毎年通知
    - 50歳未満及び50歳以上の2種類
    - 直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額を記載
  - (2) 節目年齢通知
    - 35・45歳及び59歳の2種類
    - 過去の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等をすべて記載
- 年金見込額**
- (1) 50歳未満
    - これまでの加入実績に応じた見込額
  - (2) 50歳以上
    - 現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した見込額

「ねんきん定期便」には、見方が記載されたパンフレットを同封していますので、併せてご覧いただくよう加入者にご案内ください。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ「年金等給付」年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付」に記載していますので、参照してください。

### よくあるご質問

- Q1** 「ねんきん定期便」に年金見込額が記載されていません。どうしてですか。
- A1** 年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。
- 50歳以上
    - ・ 年金支給開始年齢になる
    - ・ 年金を繰上げ受給している
    - ・ 受給資格期間120月に達していない
  - 50歳未満共通
    - ・ 過去の加入期間に重複している記録がある
    - ・ 私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である
- 右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。
- Q2** 5月1日生まれの加入者がいます。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。
- A2** 誕生日の前日が年齢到達日になります。よって、5月1日生まれの人は4月30日が年齢到達日となりますので、4月生まれの人と同じ時期に送付します。
- Q3** 51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることである金額かと聞かれましたが、どのように回答したらよいでしょうか。
- A3** 50歳以上の場合は、現在の年金制度への加入の状態（現在の標準報酬月額）が60歳まで継続したものと仮定して老齢年金の見込み額を算出しています。今後の制度改正やご本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）の要因により変化しますので、必ず受け取ることである金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくよう案内してください。
- Q4** 前月末で学校を退職した加入者の「ねんきん定期便」が、学校に送付されてきました。どうしてですか。
- A4** 「ねんきん定期便」は送付する月の前月に作成します。資格喪失処理前に作成された場合は、在職中として学校法人等に送付されます。お手数ですが、ご本人にお渡しいただくか、私学事業団にお戻しくください。
- Q5** 学校を退職した後も、「ねんきん定期便」は送付されますか。
- A5** 「ねんきん定期便」は、私学を退職した後も、ご本人の加入している公的年金制度の実施機関から年齢到達月に自宅宛てに送付されます。本事業団以外の実施機関から送付された場合も、本事業団の加入経歴が反映された内容で記載されますので、確認するよう案内してください。
- Q6** 「ねんきん定期便」の送付状に記載されている加入者の住所が違っていたので、変更方法を教えてください。
- A6** 加入者が住所変更した場合は、「加入者異動報告書」を学校法人等から本事業団に提出してください。
- Q7** 「ねんきん定期便」の送付状に記載されている加入者氏名は、どのような順番ですか。
- A7** 送付状は、節目年齢通知（35・45歳及び59歳）、毎年通知（50歳未満及び50歳以上）の通知種別ごとによる加入者番号順になっています。

今年度より「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」（付与額及び利息等の状況）を、「ねんきん定期便」の節目年齢（35・45歳及び59歳）に併せて送付します。

なお、初回の送付が6月のため、4・5月に節目年齢を迎える対象者には6月に送付します。

詳しくは、本誌5月号でお知らせします。

## 子ども医療費助成の届け出

業務部 短期給付課

被扶養者が「地方自治体の子ども医療費助成」の対象となっている場合は、私学事業団に連絡してください。

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関から提出された診療報酬明細書（自己負担額以外の医療費の請求書）を基に、加入者又は被扶養者一人ひとりが、同月内で、医療機関ごと、医科・歯科別、入院・外来別で、自己負担額が2万5000円を超えた場合は、一部負担金払戻金や家族療養費付加金を自動的に支給しています。

一方、加入者等がお住まいの地方自治体（市区町村）によっては、年齢等の条件（自治体ごとに条件は異なります）を満たしているお子さんに対して、医療費の自己負担額を助成する「子ども医療費助成」を実施している場合があります。

本事業団では「子ども医療費助成」の適用を受け、自己負担額がない又は軽減されている場合は、あらかじめ情報を登録して、給付金の支給調整が行えるようにしていますが、情報が未登録の場合は、家族療養費付加金等を誤って支給してしまうこととなり、後日、加入者に返還してもらう事態が生じてしまいます。

つきましては、正しく給付金を支給するため、被扶養者の認定を受けたお子さんが「子ども医療費助成」の対象となり医療費の自己負担が軽減されている場合は、本事業団へ電話又は「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書」（※）等により連絡をお願いします。

なお、「子ども医療費助成」の適用を受けていて、常に自己負担額を支払い、後日市区町村から払い戻しを受ける場合は、市区町村で給付金の調整を行うため、本事業団への連絡は必要ありません。

また、医療機関から本事業団に提出される診療報酬明細書に医療費助成の情報が記載されている市区町村についても届け出は不要です。

詳細は、私学共済ホームページ「短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減」をご覧ください。

※「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書」は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

## 共済業務

## 治療用装具にかかる療養費等請求時の添付書類の変更

業務部 短期給付課

治療用装具にかかる不正請求を防ぐ観点から、平成30年4月提出分より、「療養費・家族療養費等請求書」を提出する際の添付書類が次のとおり変更（追加）になりました。

### 【変更点】

①四肢体幹の治療用装具（小児弱視等の治療用眼鏡や弾性着衣等を除きます）について、条件が追加されます。

### 医師による作製指示書

医師により治療用装具の装着を確認した年月日が明記されていることが必要となります。

### 治療用装具の領収書

オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合は製品名）、及び取り扱った義肢装具士の氏名が明記されていることが必要となります。

②治療用装具のうち、靴型装具に限り、作製した靴型装具の写真（※）を「靴型装具写真貼付台紙」に貼付して提出してください。靴型装具写真貼付台紙は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードすることができます。

※作製した靴型装具の写真

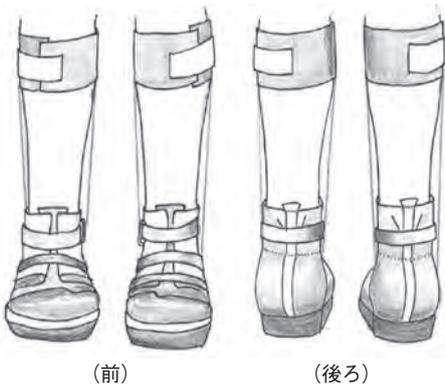
・写真は、正面及び背面から撮影してください。  
・裏面に加入者番号と療養者の氏名を明記してください。

・写真又は、画像をプリントアウトしたものであらでも結構です。

・詳細は、私学共済ホームページ「短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼治療用装具の代金」を参照してください。

変更点について、書類等の不備や不足がある場合、請求書を返送させていただきますので、あらかじめご了承ください。

靴型装具撮影例



加入者証や確認通知書の内容を確認してください

## 資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は医療機関で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容が誤っていることに気付いたときは、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

## 訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

- ・DLと記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。
- ・報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 DL ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書 DL
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	加入者異動報告書 DL
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	被扶養者異動報告書 DL
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	報酬月額訂正申出書 DL
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書 DL
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	マイナンバー更新連絡票 DL

## 訂正や取り消し報告の注意事項

- (1) 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- (2) 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- (3) 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証等の住所欄を加入者ご自身で修正・変更してください。

資格取得等の報告は  
加入者が所属する学校で  
報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書」や「所属学校等変更報告書」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

## ▼都道府県補助金と所属学校

都道府県から加入者保険料に対する補助金を受けていますが、この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が違います。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

## 無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証を必ず回収して私学事業団に返納してください。

任意継続を申し込んだときも、任意継続加入者用の加入者証・被扶養者証を新たに交付するため、在職中の加入者証等を回収のうえ返納してください。

## 掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い

業務部 掛金課・福祉部 貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等を翌月末日までに私学事業団に納付することが法令で定められています。また、掛金等は税金と同様の取り扱いとなることから、万一、納付期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがありますので、納付期限までに納付してください。

毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、安全、確実に大変便利な口座振替（自動引き落とし）を利用してください。手数料は一切かかりません。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する際に提示が必要な法人等本人確認書類が不要となり、学

校法人等の事務負担の軽減につながります。

手続き用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、本事業団又は各共済業務課まで請求してください。

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部 短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における、加入者及び被扶養者の一部負担金免除を平成30年3月1日以後も引き続き行います。

### 免除を受けることができる期限

↓31年2月28日まで

### 免除対象者

帰還困難区域等及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等に居住する（していた）加入者等  
 ※上位所得層：標準報酬月額が53万円  
 以上に該当する加入者

### 免除要件や申請手続き

私学共済ホームページ「災害への対応（共済業務）」▼東日本大震災への対応（共済業務）▼短期給付関係（医療機関の窓口負担の免除のお知らせ）をご覧ください。短期給付課までお問い合わせください。

## 平成30年度 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）

福祉部 貸付課

加入者が負担する平成30年度の団体信用生命保険料充当金の料率は、29年度と同じ貸付残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日（水）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（29年度末の貸付残高を基に算出した充当金額）を送付しましたので確認してください。

## 住宅貸付借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります

福祉部 貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等が支給されるときは、加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。

必ず学校法人等で「退職手当支給証明書」を作成し、提出してください。書式は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

## 様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等の請求は、ホームページからのダウンロードやFAXでの請求が便利です。

### ●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」では、①キーワード②内容（分類）別③用紙名（あいいうえお順）の3通りの方法で用紙を検索できます。ダウンロードできない用紙については、請求方法等をご案内しています。

### ●FAXで請求する

様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。ご利用の際は、任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号不要）⑦必要部数を明記してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX	
広報相談センター相談班	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581

# 平成30年度 ガーデンパレス共済業務課主催

## 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス共済業務課（京都ガーデンパレスを除きます）では、地域の加入者や事務担当者の皆様のために各種説明会を開催しています。

参加費は無料となっておりますので、ぜひ利用してください。

### 加入者向け説明会

知って得する共済制度を教えます！

#### 内容

加入者向け説明会では、加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。老後の生活を支える年金や、病気や入院した時の給付を始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券など加入者だけが利用できる「お得」な情報をお届けします。

新しく加入した人から共済制度を一から知りたい人まで、幅広くご参加いただけます。

#### 参加対象者

加入者及び事務担当者

#### 開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のリーフレット又は私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

### 年金説明会

将来に備えて

年金制度を知りましょう！

#### 内容

年金説明会では、退職後の生活を支える年金制度について説明します。

「年金っていつからもらえるの?」「いつ手続きすればいいの?」など、基本的な内容から説明しますので、年金のことが全く分からない人でも安心してご参加いただけます。

担当者と個別に面談する「個別方式」と、スクール形式で行う「説明会方式」を開催しています。

#### 参加対象者

加入者及びそのご家族、事務担当者

#### 開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のリーフレット又は私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

### 地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます！

#### 内容

地域事務担当者向け説明会では、私

学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、特定のテーマに絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務の一助として、共済事務担当の皆様はぜひ参加してください。

#### 参加対象者

事務担当者

#### 開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送によりお申し込みください。



年金説明会 福岡会場

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話（直通）	広報誌名
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011 (222) 6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022 (299) 6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03 (3812) 2577	東京GPからのお知らせ
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052 (957) 1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06 (6393) 9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082 (262) 1134	さんさんニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092 (752) 0651	そよ風

# 加入者貸付のご案内

福祉部 貸付課

貸付制度は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。

## 貸付制度の概要

貸付種類：一般・教育・結婚・住宅・災害・医療

貸付利率：変動金利 年2.26%（災害貸付は年2.00%）平成30年4月1日現在

貸付金額：一般・結婚・災害（標準報酬月額6か月相当額の範囲内 上限200万円）

教育（標準報酬月額12か月相当額の範囲内 上限500万円）

住宅（申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額の範囲内 上限2,000万円）

医療（標準報酬月額6か月相当額の範囲内 上限120万円）

貸付償還：返済（元利均等償還）は、借り受けた月から毎月の償還となり、学校法人等は定期償還額を報酬等から控除して私学事業団に払い込みます。

償還途中に申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

申し込みの流れ 事務担当者は、貸付け申し込み時に、以下のことを確認してください。

### 貸付け申し込み資格要件を満たしていますか？

※加入者期間が引き続き1年以上ある加入者（住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上あり、退職時に退職金が支給される加入者）

いいえ

加入者に申し込みが出来ない旨を説明してください。

はい

### 申込書類等の加入者記入欄の内容は正しいですか？

- ・代筆・未記入等はありませんか
- ・償還早見表に記載の償還額・償還回数となっていますか
- ・押印する印鑑は、スタンプ印を使用していませんか
- ・訂正箇所の訂正印が加入者申込印と同じ印鑑ですか

いいえ

確認済

加入者に訂正を依頼し、訂正箇所を再度確認してください。

はい

### 必要な添付書類は揃っていますか？

※一般貸付以外は、貸付申込書・借用証書の他に添付書類が必要となります。添付書類については「事務の手引 平成29年版」897頁以降に記載された内容を参照してください

特に教育貸付の場合は、次の添付書類が必要です。

- ・入学すること（合格通知の写し）又は在学していること（在学証明の原本又は、有効期限の記載のある学生証の写し）を証明する書類
- ・申込金額が200万円を超える場合（借り換えを含みます）は、おおむね1学年以内の必要とする額（貸付送金額以上の額）を証明する書類
- ・留学の場合は、修学内容及び修学期間が通算して6か月以上ある証明書（すべての添付書類に和訳文が必要です）

いいえ

確認済

不足している添付書類を加入者から提出してもらい、添付書類を再度確認してください。

はい

申込書類等の学校証明欄に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ締め切り日までに事業団に提出してください。

※申込締め切りは毎月15日（必着）で、送金日は翌月2日となります。

※毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日の送金も可能です。

ただし、希望する場合は、「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を○印で囲んでください。

また、22日送金の貸付決定者の初回（償還期別第1期）定期償還は、貸付決定通知に同封の払込取扱票にて、貸付金の入金を確認後（送金日以降）、償還期限日（毎月6日）までに学校法人等が払い込んでください。

## 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を申し込む際に加入を希望した加入者が、不慮の事故等で死亡又は高度障害になった場合に、保険金により住宅貸付の貸付残高を充当する制度です。住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

貸付金の定期償還には口座振替をご利用ください（本誌13頁参照）

## 年金等給付事業

### 老齢厚生年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国共通の「老齢基礎年金（国民年金）」の上乗せとして支給されます。老齢厚生年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

### 障害厚生年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中も支給されます。

### 遺族厚生年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子②父母③孫④祖父母となっています。

※他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

### 退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分の年金は廃止され、「退職等年金給付」が創設されました。「退職年金」「職務障害年金」「職務遺族年金」の3種類があります。財政運営は積立方式、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。

## 福祉事業（福利厚生）

### 保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

### 医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

### 宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

### 積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（\*）で運用を図っています。  
\* 年利 0.25%（半年複利）  
金融情勢の変動等により変更する場合があります。

### 積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

### 共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。他にも入院保障等のコースがあります。

### 生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引幹旋を行っています。

### 貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付けとして、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2017」【保健・宿泊編】をご覧ください。なお、2018年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付します。



## 共済業務に関する電話での相談サービス

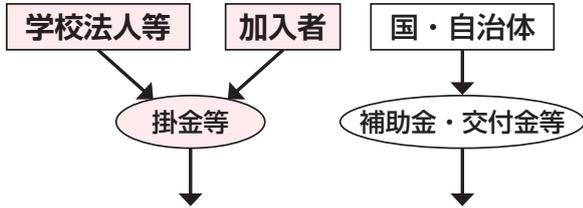
広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談を受け付けているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

**受付時間：月～金曜日**  
（年末年始及び祝日を除きます）  
**9:00～17:15**

共済業務の相談サービス電話番号	
広報相談センター相談班	☎03(3813)5321（代表）
札幌 ガーデンパレス	☎011(222)6234
仙台 ガーデンパレス	☎022(299)6231
名古屋 ガーデンパレス	☎052(957)1388
大阪 ガーデンパレス	☎06(6393)9701
広島 ガーデンパレス	☎082(262)1134
福岡 ガーデンパレス	☎092(752)0651

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済事業のあらまし



私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の三つの事業

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

\*民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業

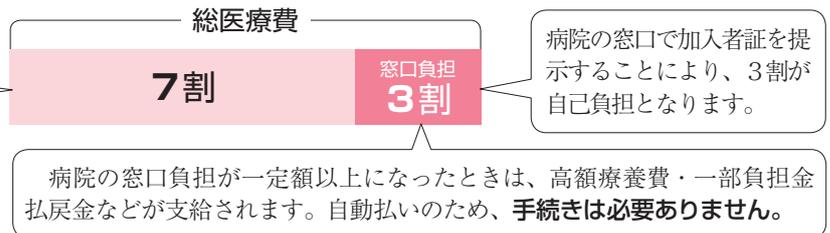
「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

短期給付事業（健康保険）

【医療機関等を受診したときの一般的な例】

かかった医療費のすべてを加入者（患者）が自己負担するのではなく、7割は私学事業団が病院に支払います。

このことを「療養の給付等」といいます（現物給付）。



手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

病気になったとき

療養費

家族療養費

やむを得ない理由により加入者証等を使わず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

移送費

家族移送費

転院等の際、症状が重い場合緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

家族出産費

直接支払制度を利用しなかったとき

死亡したとき

埋葬料

家族埋葬料

災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金

家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき



短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2017〔給付編〕」（隔年発行）をご覧ください。

お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

加入者証の記号・番号の例





## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 積立貯金の前期募集が始まります 前期申出期間 4月26日(木)～5月25日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きをしてください。

なお、積立貯金のパンフレットは3月23日(金)に単独発送しました。新規適用校や新規加入者のため、パンフレットが不足している場合は貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

### ◆制度のあらまし

- **利率** 年利0.25% (金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- **積立金額単位** 1,000円単位
- **積み立て方法**
  - ①定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
  - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみ積み立てはできません。
- **今回の申し込みによる積み立て開始**  
6月の給与から〔払込期限は7月10日(火)〕

### ◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- **新規加入** 「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更** 「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活** 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

### ◆送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号  
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

## 電子媒体による報告における「フロッピーディスク」の取り扱いは終了しました

定時決定及び賞与等支給報告を電子媒体で報告する際の「フロッピーディスク」の取り扱いは、平成30年3月末をもって受け付けを終了しました。

30年4月以降は、CD-R又はUSBメモリのいずれかのみ受付可能となります。「フロッピーディスク」で報告をしていた学校法人等は、CD-R又はUSBメモリへ切り替えてくださるようお願いいたします。

【業務部 資格課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課もご利用ください(本誌16頁参照)。

## 被扶養者の要件の再確認を!

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したり、アルバイトなどで収入が増加した場合、又は同居を要件とする被扶養者が別居した場合など、被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点で遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還していただくことになります。

4月は被扶養者の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認し、手続きが遅れることがないように注意してください。 【業務部 資格課】

## 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

5月2日(水)送金分は4月13日(金)、5月22日(火)送金分は4月27日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので注意してください。 【福祉部 貸付課】

## 4 月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 3月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
27日(金)	貸付 5月22日送金分申込締め切り

## 5 月の共済業務スケジュール

1日(火)	掛金等 3月分納期限 掛金等 3月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 4月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 6月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 委員就退任のお知らせ

### ◆運営審議会

平成30年3月1日付  
新任 谷岡 一郎  
再任 黒田 壽二

### ◆共済運営委員会

平成30年2月28日付  
退任 黒田 壽二

## 平成30年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成30年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…平成元年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは平成31年3月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
  - 採用予定人数…6名程度
  - 採用予定年月日…平成31年4月1日（既卒者は平成30年度中に採用の場合あり）
  - 受験申込期間  
平成30年4月6日（金）～5月2日（水）
  - 第一次試験（教養・作文）  
平成30年6月24日（日）  
会場 東京大学教養学部駒場キャンパス
  - 第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）  
平成30年7月（予定）
- 【問い合わせ先】  
総務部 人事課  
☎ 03(3230)7884、03(3813)9518  
Eメール jinji@shigaku.go.jp

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12  
☎03(3230)1321(代表)

## 私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

4月は、「平成29年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告について」「平成30年度私立大学等経常費補助金説明会について」等を掲載する予定です。

### 【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

## 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

## 経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスいたします。

### 【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育内容の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧その他の課題
- ⑨専門家を活用した相談

### 【経営相談の申込書等について】

- ◆大学・短期大学・高等専門学校法人  
3月下旬に電子窓口に掲載
- ◆高等学校・中等教育学校法人  
3月下旬に理事長宛てに送付  
平成30年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月23日（月）

### 【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830・7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT  
 **広島カーテンパレス**

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122 (代表)  
 (JR「広島」駅下車、徒歩5分)  
<http://www.hotelgp-hiroshima.com/>

## 庭園会席 (温泉+送迎付) プラン

1泊2食 (2名1室 / 1名様) 15,000円  
 取扱期間：通年 (毎週火曜日及び年末年始を除きます)

庭園に囲まれた広島屈指の料亭「半べえ」で夕食をお召し上がりいただくプランです。併設する「半べえ温泉」の入浴券も付いています。広島ガーデンパレスからタクシーで約15分、往復無料送迎付きです。

※2名様からご予約を承ります。  
 ※ご予約・キャンセルとも2日前までをお願いします。



「半べえ」庭園



会席料理 (イメージ)



夕食会場



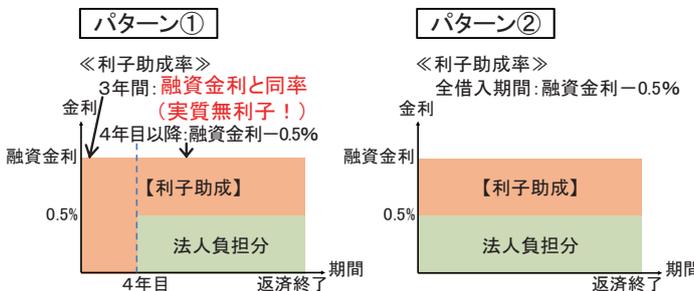
温泉

# 融資事業のご案内

## 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化 (耐震改築・耐震改修) に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

### ■ 主な事業と融資金利 (平成30年4月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[http://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)